

令和4年度 前橋市省エネ機器等更新補助金

前橋市内に事業所等を有する個人事業主及び中小企業者等の省エネ機器導入を促進する制度を新たに設けました。本制度によって光熱費の削減による経済的な負担軽減とエネルギー消費量の削減による脱炭素への取り組みを支援します。

◆ 受付期間 令和4年11月1日(火)～12月28日(水)

※受付期間内であっても予算額に達した場合は受付を締め切ります

補助対象者

市内で1年以上事業活動を営む個人事業主、中小企業者等
(農業事業者、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等を含む)

補助率・補助上限金額

補助率 $1/2$ 補助上限 **200万円**
(1事業者1回限り)

対象設備・事業

- 市内事業所、工場、店舗等に設置する下記設備の更新・施工(10万円以上のもの)
- ・業務用空調設備
 - ・照明設備
 - ・給湯設備
 - ・業務用冷凍冷蔵庫(ショーケース含む)
 - ・交流電動機(圧縮機・送風機・ポンプ等)
 - ・変圧器
 - ・ボイラー設備
 - ・建物断熱工事



- ※ 申請には、条件がありますので事前に前橋市ホームページ等をご確認ください。
- ※ 交付要項・申請書は、前橋市ホームページからダウンロードしてください。
- ※ 国、県、市、その他の補助事業の交付を受けている、また受ける予定のある事業については補助対象外となります。

問い合わせ先
申し込み先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号
前橋市 産業経済部 産業政策課 産業政策・経済対策係
TEL: 027-898-6983 FAX: 027-027-224-1188
Eメール: genyu@city.maebashi.gunma.jp



HPはこちら

申請
受付

令和4年11月1日（火）～12月28日（水）

郵送での申請・・・表面記載の申し込み先へ郵送（12月28日必着）
メールで申請・・・表面記載のアドレスへ送信（受付メールの返信で受理）
窓口での申請・・・市役所12階産業政策課窓口へ

実施
期間

令和4年10月1日（土）～令和5年2月28日（火）

10月1日以降に発注を行った設備・工事が対象となります。
実施期間内に支払いを完了することが条件となります。

申請
方法

以下の提出書類を揃えて申請してください。
申請方法は次の2通りです。

※申請後の交付決定通知があるまで、補助金の交付は確約できません。

【1】申請日までに発注・契約・設置・支払が終わっている場合

①補助金の交付申請
実績報告を含む



②交付請求書の提出

【①交付申請の提出書類】

- 交付申請書兼実績報告書
- 市税の完納証明書
- 補助事業内容説明書
- 事業収支内訳書
- 仕様書（カタログなど性能基準がわかるもの）
- 請求書の写し
- 領収書等の写し
- 現場写真
- 決算報告書（個人事業主は確定申告書）
- 履歴事項全部証明書（法人の場合）

【2】申請日の後に発注する場合

①補助金の交付申請



②設備等発注・施工
交付決定後に実施
設置・支払いまで



③実績報告書の提出



④交付請求書の提出

【①交付申請の提出書類】

- 交付申請書
- 市税の完納証明書
- 補助事業内容説明書
- 事業収支予定内訳書
- 見積書
- 仕様書（カタログなど性能基準がわかるもの）
- 決算報告書（個人事業主は確定申告書）
- 履歴事項全部証明書（法人の場合）

【③実績報告の提出書類】

- 補助事業実績報告書
- 請求書等の写し
- 領収書等の写し
- 現場写真（事業着手前後の写真）